

～安心して子どもを生き育てることができる岐阜県づくり～

岐阜県少子化対策総合プログラム (平成23年度版)



平成23年3月
岐 阜 県

目 次

1. 策定の趣旨	1
2. 平成23年度の取組方向	2
(1) これまでの取組	2
(2) 平成23年度の重点的な取組	4
I 妊娠・出産後子育てをしながら働き続けることができる環境づくりの推進 に向けた取組の推進	4
①企業における子育て支援の取組の強化	4
②働く女性に対する子育て支援サービスの充実	4
II きめ細かな子育て支援サービスの推進	5
①子連れで外出しやすい環境づくりの推進	5
②家庭・地域における良好な子育て環境の整備	5
③子育てに悩む母親等の支援の充実	5
④安心して出産ができる医療体制の充実	6
⑤結婚を希望する人への支援	6
III 人口流出の抑制に向けた取組の推進	6
①岐阜県への転入の促進	6
3. 政策の柱に基づく平成23年度の具体的な取組	8
I とともに大事にする仕事と家庭	8
①企業の子育て支援の取組の促進	9
②妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり…	9
③企業と連携した男性の家事・育児参加の促進に向けた取組	10
④女性の再就職支援	11
⑤若者の就業支援	11
II 子育てにやさしい社会づくり	13
III 地域で支える子育て	15
①新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期）	15
②未就学期（小学校入学前まで）	19
③小学生・中学生期	22
④高校生・大学生期	23
⑤特に支援を必要とする家庭の子育て支援	25

1. 策定の趣旨

岐阜県の合計特殊出生率は減少傾向が続いており、少子化の傾向に歯止めがかかっていません。また、平成17年の国勢調査では調査開始以来初めて本県の人口が減少するなど、本格的な人口減少社会に突入しています。

本県では、これまで少子化対策は保育サービスの充実などの施策を行政が中心となって推進してきましたが、必ずしも十分な成果が上がるまでに至っていないことから、少子化対策は行政だけではなく、社会全体で取り組むべき課題であるという認識に立ち、少子化対策に社会全体で取り組む機運を醸成するための県民運動に取り組むこととしました。

このため、岐阜県の少子化対策に関する考え方や姿勢を包括的に盛り込み、県民、企業、民間団体(NPO等)、行政等が一体となって今後の少子化対策を展開する基盤となる「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例」を制定(H19.3.20)するとともに、条例に基づき、少子化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画(岐阜県少子化対策基本計画)」(計画期間5年:平成19~23年度)を策定(H19.12月)しました。

条例の制定及び基本計画の策定後、岐阜県は、県の総合計画である「岐阜県長期構想」を策定し、その中で少子化対策についても「子どもを産み育てやすい地域をつくる」として重点的に取り組んでいくこととしていることから、平成22年3月に長期構想の内容を踏まえ基本計画を改定(計画期間:平成22年度~26年度)しました。また、改定前に引き続き計画期間の各年度における岐阜県の具体的な少子化対策の全体像を明らかにするため、毎年度「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定し、「条例-基本計画-総合プログラム」の3点セットで、岐阜県の少子化対策を推進することとしています。

上記の方針に基づき、平成23年度における少子化対策の全体像について、「岐阜県少子化対策総合プログラム」を策定します。

【参考 「条例-基本計画-総合プログラム」の3点セット】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例
【平成18年度制定】

安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画
(次世代育成支援対策推進法に基づく「岐阜県次世代育成支援対策推進行動計画」)
【平成19年度策定・平成21年度改定】

岐阜県少子化対策総合プログラム
【毎年度策定】

2. 平成23年度の取組方向

(1) これまでの取組

政策実行のためのフレームや体制の構築

<平成17年度>

- 岐阜県少子化対策推進本部の設置（17年7月～）

<平成18年度>

- ぎふ少子化対策県民連携会議の設置（18年6月～）
- 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例の制定（19年3月）

<平成19年度>

- 岐阜県・市町村少子化対策連携会議の設置（19年4月～）
- 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画の策定（19年12月）

<平成20年度>

- 岐阜県長期構想の策定（21年3月）

<平成21年度>

- 「少子化対策課」の新設（21年4月～）
- 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画の改定（22年3月）

本格的な施策の実行に向けた主な取組

<平成18年度>

- ・ぎふ子育て応援ステーションの開設（18年4月～）
- ・岐阜県子育て支援奨学金の創設（18年4月～）
- ・岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業の開始（18年8月～）
- ・岐阜県子育て支援企業登録制度の開始（19年3月～）

<平成19年度>

- ・「早く家庭に帰る日（毎月8のつく日）」の取組の推進（19年4月～）
- ・妊婦・乳幼児連れ駐車場整備の推進（19年4月～）
- ・子育てマイスターの創設（19年4月～）
- ・結婚・出産・子育て世代へのメッセージの発信（19年7月）
- ・総合周産期母子医療センターの指定（20年2月）

<平成20年度>

- ・地域若者サポートステーションの開設（20年4月～）
- ・社団法人岐阜県経済同友会と岐阜県・県教育委員会との協定締結による企業における家庭教育・子育て支援等の推進（20年10月～）
- ・妊婦健康診査の拡充への支援（21年1月～）
- ・「岐阜県安心こども基金（子育て支援対策臨時特例基金）」の創設（21年3月）

<平成21年度>

- ・第3子以降の子どもの保育料の軽減（21年4月～）
- ・待機児童を有する市町村等における保育環境整備の推進（21年4月～）
- ・「ぎふ子育て支援助成基金」により、NPO等が実施する県内各地域の子育て支援活動を支援（21年4月～）
- ・ぎふ子育てサポートステーションの開設（21年7月～）
- ・「子育て支援施設等緊急整備事業費補助金」により、事業所内保育施設や授乳室、キッズコーナー、子ども用トイレ等の整備を促進（21年9月～）
- ・「父子手帳」の作成（22年2月）
- ・お父さん頑張って講座の開催（22年2月～）

<平成22年度>

- ・「親子でお出かけ大作戦事業」により、民間施設における授乳室、キッズコーナー、子ども用トイレ等の整備を促進（22年4月～）
- ・子育て支援企業登録制度登録企業を対象として、子育て支援情報のメールマガジンの配信（22年4月～）
- ・保育時間11時間以上保育を実施する民間保育所への補助を開始（22年4月～）
- ・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対し、財政支援を開始（22年4月～）
- ・子育て家庭応援キャンペーン参加店舗の情報をスマートフォン用アプリケーション「セカイカメラ」で提供（22年6月～）
- ・少子化対策実態調査・分析事業の実施（22年6月～11月）
- ・赤ちゃんステーションの登録開始（22年12月）
- ・親子で気軽に楽しめるクラシックコンサートの開催（22年12月）
- ・「ぎふイクメンプロジェクト」の開始（23年1月～）
- ・「孫育てガイドブック」の作成（23年2月）
- ・ワーク・ライフ・バランスDVDの作成（23年3月）
- ・岐阜県の暮らしやすさPRリーフレットの作成（23年3月）

(2) 平成23年度の重点的な取組

少子化対策に県民運動として取り組んできた結果、「子育てにやさしい社会づくり」については順調に推移しているが、依然として「仕事」か「結婚・出産・子育て」の選択を迫られる状況が改善されないため、今後「結婚・出産後、子育てをしながら働き続けることができる環境づくり」を進めるとともに、少子化の大きな要因である晩婚化・非婚化対策として、企業等を介した出会いの場を提供を行うなど、1人でも多くの方に結婚・出産・子育てを前向きに考えてもらえるよう、各種施策を推進します。

I 結婚・出産後子育てをしながら働き続けることができる環境づくりの推進

①企業における子育て支援の取組の強化

新規 子育て支援企業の訪問指導 (17,882) 【子育て支援対策臨時特例基金】

・社会保険労務士を、従業員100人以下の全ての子育て支援登録制度登録企業(約1,400社)に派遣し、企業の子育て支援に対する取組状況、経営者の意欲などを把握するほか、両立支援に関する指導を実施します。

→子育て支援企業訪問指導事業費(少子化対策課)

新規 子育て支援リーダー企業の育成 (4,623) 【子育て支援対策臨時特例基金】

・全国的に著名なアドバイザーが、従業員の子育て支援に実践的に取り組んでいる企業にヒアリングを実施し、その中である程度の取組がなされ、意欲的な企業を「子育て支援リーダー企業」として育成します。

→子育て支援リーダー企業育成事業費(少子化対策課)

拡充 子ども参観日の開催

・子どもたちが親の職場を見学することで、親や大人の働く姿に接することができる「子ども参観日」を県内経済団体と協働して実施します。

→(少子化対策課)

②働く女性に対する子育て支援サービスの充実

拡充・一部新規 病児・病後児保育サービスの拡充 (41,260)

・体調不良となった児童に対応できる保育環境を整備するため、病氣中や病気の回復期の児童の一時的な保育や、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う病児・病後児保育事業を実施する病院・保育所等に対して、市町村を通じて必要な経費を補助します

※新規開設：飛騨市 広域実施から直接実施へ移行：池田町 実施箇所の増：岐南町

・生活保護法による被保護者世帯、市町村民税非課税世帯に対し、病児・病後児保育室の利用料減免措置を行った市町村に対しては補助金額を加算します。

・新たに市町村の事業立ち上げを支援するため、市町村の事業開始に伴う備品購入費、地域住民への周知といった広報等、事業初年度固有の必要な経費に対し補助します。

→病児・病後児保育事業費(子ども家庭課)

拡充 ファミリー・サポート・センターの拡充

(6,485) 【子育て支援対策臨時特例基金】

・身近な子育て支援サービスの1つであるファミリー・サポート・センターの広域実施や、ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急預かりの実施を促進するため、研修や啓発事業を

実施します。

→ファミリー・サポート・センター広域実施等推進事業(少子化対策課)

Ⅱ きめ細かな子育て支援サービスの推進

①子連れで外出しやすい環境づくりの推進

新規 子育てタクシー導入への支援 (3,435)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・重いものを持ってくれたり、子どもをチャイルドシートに乗せて自宅や幼稚園まで送迎してくれる「子育てタクシー」の導入に向けて支援を行います。

→子育てタクシー導入支援事業費(少子化対策課)

新規 親子で気軽に楽しめるクラシックコンサートの開催

(20,032)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子ども連れで安心して参加できるクラシックコンサートを開催し、会場内で子どもが泣いたり、授乳やおむつ替えのための席を離れて構わないという運営を行います。

→親子でお出かけサポート事業費(少子化対策課)

②家庭・地域における良好な子育て環境の整備

新規 ぎふイクメンプロジェクト(セカンドステージ)の推進

(1,300)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・「ぎふイクメン大賞」で募集した優秀作品をリーフレットなどで広くPRするとともに、関係者の意見を聞きながら「ぎふイクメン大賞」に応募したり、「今日からイクメン教室」に参加いただいたイクメンのネットワーク化を推進します。

→イクメンプロジェクト事業費(少子化対策課)

新規 祖父母向け「孫育て講座」の開催 (12,196の内数)

- ・「孫育てガイドブック」を活用し、ぎふ子育て応援ステーション、ぎふ子育てサポートステーション等にて、祖父母を対象に孫育て講座を開催します。

→地域子育て支援推進事業費(少子化対策課)

③子育てに不安を抱える母親等の支援の充実

新規 児童虐待の防止体制の強化 (277,549)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子ども相談センターに夜間休日等24時間虐待通報を受け付けるための体制を強化し、子どもを虐待から守る体制を整備します。
- ・映画館やパチンコ店で、児童虐待防止に関するCMを上映する等、広報啓発を強化します。
- ・子ども相談センターに児童虐待に対する対応力の向上と迅速な対応のため、児童虐待対応強化専門職を配置します。
- ・医療機関や弁護士など関係機関の連携強化、専門家によるサポート体制整備を図ります。
- ・各市町村による、児童の安全確認等のための体制強化や、広報啓発、創意工夫による児童虐待防止に関する事業等に対し、支援します。

→児童虐待防止特別対策事業費(子ども家庭課)

→児童虐待対応専門職等設置費(子ども家庭課)

→児童虐待防止特別対策等事業補助費(子ども家庭課)

新規 親教育プログラムのファシリテーターの養成

(948) 【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・育児不安を抱えた母親等を対象とする親教育プログラム（Nobody's Perfect）を普及するファシリテーター（進行役）を養成します。

※Nobody's Perfect：1980年はじめにカナダ政府保健省が中心となって開発した親支援プログラム。親が10人前後のグループとなり、ファシリテーター（進行役）の側面支援のもと、相互に知恵と体験を出し合い自らの力で、課題を解決する。

→親教育ファシリテーター養成事業（少子化対策課）

④安心して出産ができる医療体制の充実

新規 子宮頸がん等ワクチン接種の促進支援

(1,314,507) 【子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金】

- ・市町村が実施する中学1年から高校1年の女子を対象とする子宮頸がん予防ワクチンや0～4歳の乳幼児を対象とするヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン等の接種事業に対して助成し、子宮頸がん等の予防を推進します。

→子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費（保健医療課）

新規 在宅療養などへの支援（16,788）

- ・NICU（新生児特定集中治療室）やGCU（NICUの後方病床）に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開異常の呼吸管理を必要とする小児について、在宅療養等との間に中間施設を設置することで、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等の円滑な移行促進を図ります。

→地域療育支援施設運営事業補助金（保健医療課）

→日中一時支援事業補助金（保健医療課）

拡充 不妊治療への助成（289,000）

- ・不妊に悩む人たちを支援するため、医療保険が適用されず、高額な医療費負担がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

→不妊治療助成事業費（保健医療課）

⑤結婚を希望する人への支援

一部新規 独身男女の出会いの支援（934）【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・出会いの場を提供する企業（協賛団体）が企画する出会いの場の情報を、従業員に参加を呼び掛ける企業（会員団体）を通じて従業員に提供する仕組みを構築します。
- ・最近の晩婚化・非婚化の傾向に対応して、異性とうまく付き合えないなど結婚に関する悩みを抱える独身男女を対象に、異性と接する際のマナーや身だしなみなどを学ぶ講座を開催し、独身男女の出会いを支援します。

→企業間お見合いサポート事業費（少子化対策課）

→結婚支援事業費（少子化対策課）

Ⅲ 人口流出の抑制に向けた取組の推進

①岐阜県への転入の促進

新規 高校生・大学生への県内中小企業の魅力の発信・就職の支援（15,961）

- ・就職を希望する県内の高校生、大学生を対象に、県内の魅力ある中小企業を知ってもらう機会

を提供し、県内中小企業への就職を促進するとともに、人材確保の支援をします。

→中小企業魅力発見・マッチング支援事業費（労働雇用課）

拡充 若者の未就職者を対象とした県内企業でのOJT等の実施

(321, 218) 【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

・学卒未就職者を対象に、県内企業でのOJTと、ビジネスマナー等の企業ニーズを反映したOFF-JTを通じて、県内企業が必要とする人材育成を実施します。

→若年者地域雇用推進事業（労働雇用課）

新規 岐阜県への移住・定住への取組を紹介

(18, 800) 【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

・移住・定住を推進するため、「ぎふ暮らし隊」を結成し、名古屋市等において、岐阜県への移住・定住関連の取組の紹介や相談窓口の開設、移住セミナー等への誘客を展開します。

→ぎふふるさと暮らし応援キャンペーン事業費（地域振興課）

新規 岐阜県の暮らしやすさPRリーフレットの活用

・暮らしやすさという視点で岐阜県の強みについて記載したリーフレット「ぎふで暮らそう」を高校の教材や県内外で開催する就職相談会、移住・定住セミナーなどで活用します。

→（少子化対策課）

3. 政策の柱に基づく平成23年度の具体的な取組

少子化対策については特効薬はなく、一朝一夕で解決できるものではないため、引き続き県民運動として粘り強く取り組むこととし、次の3つの政策の柱に沿って、各種施策を総動員して総合的に対策を進めます。

【政策の柱】

I ともに大事にする仕事と家庭（ワーク・ライフ・バランスの推進）

女性が子育てしながら働き続けることができる環境づくりに向け、育児休業や子の看護休暇などが取得しやすい職場の環境づくりや長時間労働縮減に向けた「早く家庭に帰る日」の普及のほか、結婚・出産等で一旦離職した女性の再就職支援など、企業における子育て支援の取組を促進することにより、仕事と家庭を両立できる社会づくりを経済団体、労働団体等と連携して推進します。

II 子育てにやさしい社会づくり

社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成に向けたキャンペーンの実施、子ども連れで外出しやすい環境づくりの促進、結婚を希望する人を応援する取組、若者の自立支援などを通じて、県民が結婚・出産・子育てに夢や希望が持てる地域づくりを推進します。

III 地域で支える子育て

働く女性の子育てを応援するため、病児・病後時保育、一時保育などの充実、放課後の子どもの居場所づくりの充実など、未就学児や小学生を持つ母親のニーズに対応した各種子育て支援サービスを提供するとともに、安心して出産ができる医療体制の整備を推進します。

○各事業の記載について

() …平成23年度予算額、単位：千円

※予算額の記載のないものは、職員人件費や既定の事務費等を最大限活用し、制度や仕組みづくりなどに工夫を凝らしながら事業を実施。

※アンダーライン部分については、拡充された事業内容。

I ともに大事にする仕事と家庭

①企業の子育て支援の取組の促進

一部新規・拡充 社会保険労務士等の専門家を子育て支援企業登録制度登録企業に派遣し、従業員の仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業を育成

[一部再掲] (567, 505) 【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子育て支援企業登録制度登録企業の取組内容の充実を図るため、次のような取組を通じて、従業員の仕事と家庭の両立に積極的に取り組む企業の、一層の増加を目指します。

登録企業数：1,535企業（H22.2月末現在）

- ▶社会保険労務士を全ての子育て支援企業登録制度登録企業に派遣し、現状を把握するとともに両立支援に係る指導の実施

→子育て支援企業訪問指導事業費（少子化対策課）

- ▶従業員の子育て支援に意欲的な企業を「子育て支援リーダー企業」として育成するため、全国的に著名なアドバイザーが企業訪問を行い、その企業にあったプログラムを策定

→子育て支援リーダー企業育成事業費（少子化対策課）

- ▶企業向けの子育て支援に関する情報等を提供するメールマガジンの配信

→（少子化対策課）

- ▶制度融資貸付金による低利融資の実施（経営合理化資金「子育て支援枠」の拡充）

→中小企業制度融資貸付金（中小企業課）

- ▶建設工事入札参加資格に係る主観的事項審査において加給

→（建設政策課）

②結婚・出産後子育てをしながら働き続けることができる環境づくり

拡充・一部新規 病児・病後児保育サービスの拡充 [再掲] (41, 260)

- ・体調不良となった児童に対応できる保育環境を整備するため、病期中や病気の回復期の児童の一時的な保育や、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う病児・病後児保育事業を実施する病院・保育所等に対して、市町村を通じて必要な経費を補助します。

※新規開設：飛騨市 広域実施から直接実施へ移行：池田町、実施箇所を増：岐南町

- ・生活保護法による被保護者世帯、市町村民税非課税世帯に対し、病児・病後児保育室の利用料減免措置を行った市町村に対しては補助金額を加算します。
- ・新たに市町村の事業立ち上げを支援するため、市町村の事業開始に伴う備品購入費、地域住民への周知といった広報等、事業初年度固有の必要な経費に対し補助します。

→病児・病後児保育事業費（子ども家庭課）

一部新規 安心して子育てができる環境づくりのための病児・病後児保育の推進等

(7, 869) 【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・「病児・病後児保育サービス」の利用を促進するため、県民向けシンポジウムを開催したり、保護者向け資料を作成・配布するとともに、運営者の資質向上に向けた研修会開催、マニュアル作成を

新たに行います。

- ・病児・病後児保育事業の普及推進を図るため、県庁内に設置した「病児・病後児保育研究会」において事例調査、対応策の検討を行います。

→病児保育サービス普及啓発事業費（子ども家庭課）

→病児・病後児保育研究会事業費（少子化対策課）

- ・身近な子育て支援サービスの1つであるファミリー・サポート・センターの広域実施や、ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急預かりの実施を促進するため、研修や啓発事業を実施します。

→ファミリー・サポート・センター広域実施等推進事業（少子化対策課）

③企業と連携した男性の育児参加の促進に向けた取組

新規 んぐふイクメンプロジェクト（セカンドステージ）の推進

〔再掲〕（1,300）【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・「んぐふイクメン大賞」で募集した優秀作品をリーフレットなどで広くPRするとともに、関係者の意見を聞きながら「んぐふイクメン大賞」に応募したり、「今日からイクメン教室」に参加いただいたイクメンのネットワーク化を推進します。

→イクメンプロジェクト事業費（少子化対策課）

○企業等における男性従業員を対象とした「お父さん頑張って講座」の開催（2,282）

- ・育児に対する父親の関心を高め、父親の積極的な育児参加を促進することを目的に、企業内研修の一環として、子育ての楽しさ、父親の役割等を学ぶための講座を開催します。

→父親の子育て参加促進事業費（少子化対策課）

○企業等における「子ども参観日」の実施や企業内家庭教育の推進〔一部再掲〕

- ・子どもが、両親の働く企業等に出かけて親の働く姿を見ることで働くことの大切さを知る「子ども参観日」や、従業員向けの企業内家庭教育を目的とした研修会の開催について、県内経済団体と連携して普及を図ります。

→（少子化対策課、社会教育文化課）

○男性の育児休業の実績がある企業へ奨励金を交付（567,505の内数）

- ・仕事と子育て（家庭）を両立させ、働きやすい職場環境整備を図ることを目的として、男性の育児休業取得の実績がある子育て支援企業登録制度登録企業へ奨励金を、育児休業取得日数を一律14日以上から段階化し、取得日数に比例して増額します。

→子育て支援リーダー企業育成事業費（少子化対策課）

○「早く家庭に帰る日」（毎月8のつく日）の普及促進

- ・「安心して子どもを生き育てることができる岐阜県づくり条例」で定める「早く家庭に帰る日」（毎月8、18、28日）には、父親をはじめ子育て家庭の保護者の働き方を見直し、早く帰って、家族そろって夕食を食べたり、父親が子育てに参加する機会を増やすよう啓発します。また、行政が率先して取組を行います。

→（少子化対策課、行政改革課）

④女性の再就職支援

拡充 再就業を希望する女性への就労相談、就職情報などの情報提供

(42, 281) 【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・結婚、出産、育児等を契機に離職・休業をしたものの、再就業を希望する女性に対して、再就業に必要な知識や技能を学ぶための研修を実施するとともに、就労相談や就職情報・職業訓練・就労セミナー・求人などの情報提供を実施します。

→女性再就業サポート事業費（労働雇用課）

○母子家庭の母に対する就業支援の実施 (22, 986)

- ・母子家庭の母等へ就業や生活に関する総合的な支援を図るため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供、養育費相談、弁護士等による専門相談の各種事業を実施します。

→母子家庭等援護事業費（子ども家庭課）

○母子家庭の母の経済的自立を促進するための資格取得等に対する支援

(176, 383) 【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・母子家庭の母に、就職に有利で、生活の安定に役立つ資格の取得を促進し、併せて確実な就労を支援するため、看護師や介護福祉士等、経済的自立に効果的な資格取得ができる養成学校で、2年以上受講する母子家庭の母に訓練促進費等を支給します。

→高等技能訓練促進費（子ども家庭課）

○今後10年を展望して期待される人材の育成

(28, 454) 【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・今後10年を展望して期待される人材である、IT・ものづくり企業を中心としたがんばる（働く）女性を対象に、女性の就業・復職に対する意識改革と職場内での女性の地位向上・自立を目指すためのスキルアップセミナーなどを実施します。

→ソフトピアジャパンNEXT10事業費（情報産業課）

⑤若者の就業支援

新規 高校生・大学生に県内中小企業の魅力の発信、就職の支援〔再掲〕(15, 961)

- ・就職を希望する県内の高校生、大学生を対象に、県内の魅力ある中小企業を知ってもらう機会を提供し、県内中小企業への就職を促進するとともに、中小企業の人材確保の支援をします。

→中小企業魅力発見・マッチング支援事業費（労働雇用課）

一部新規 産学官連携によるインターンシップ推進の強化

(18, 976) 【一部は緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・産学官が連携して、高校生や大学生などに対して県内でのインターンシップを行う機会を提供し、就業意識の醸成（キャリア教育）及び県内企業への就業を促進します。
- ・学生の就職活動の支援として、県内企業の人材採用に関する実態調査、インターンシップの事前マッチング会や事前講習会、情報交換会を行うなどインターンシップ事業を強化し、学生の就職力向上を図ります。

→岐阜県インターンシップ推進強化事業費（労働雇用課）

→岐阜県インターンシップ推進協議会運営費（労働雇用課）
→高校生インターンシップ推進事業費（学校支援課）

拡充 生活・就労相談による求職者の支援 （66,506）

- ・企業の雇用調整等により離職を余儀なくされた、若年勤労者を含めた非正規労働者等の生活の安定を図るため、国（ハローワーク）との連携により「岐阜県求職者総合支援センター（ジョブライフぎふ）」を運営し、生活・就労相談から職業紹介までを一体的に実施して、再就職を支援します。

※JR多治見駅周辺に新たに東濃支所を新設予定

→生活・就労相談支援事業費（労働雇用課）

拡充 若者の未就職者を対象とした県内企業でのOJT等の実施〔再掲〕

（321,218）【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・学卒未就職者を対象に、県内企業でのOJTと、ビジネスマナー等の企業ニーズを反映したOFF-JTを通じて、県内企業が必要とする人材育成を実施します。

→若年者地域雇用推進事業（労働雇用課）

○人材チャレンジセンターにおける就職マッチング事業の展開 （63,301）

- ・正社員として就労を望むフリーター等非正規雇用者の就職及び県内中小企業の人材確保を支援するため、職業相談・カウンセリング・職業紹介などきめ細やかな就職支援を行います。

→人材チャレンジセンター事業費（労働雇用課）

○ニートに対するカウンセリングなどを実施する地域若者サポートステーションの運営

（4,200）

- ・国の委託事業と連携しながら「地域若者サポートステーション」を引き続き運営し、ニート等無業の若者の自立を支援する関係機関のネットワークを構築するとともに、若者の状況に応じ、心理・精神面も含めた細かな支援を行います。

→地域若者サポートステーション事業費（労働雇用課）

○専門高校における地域連携型事業の実施 （5,000）

- ・専門高校生が、学校で学んだ専門的知識・技術を活かして、地域や産業界の協力、専門家の助言を得ながら、地域が持つ課題の解決に向けた実践活動に取り組むことにより、次代の本県産業を担う若者を育成します。

→飛び出せスーパー専門高校生推進事業費（学校支援課）

Ⅱ 子育てにやさしい社会づくり

新規 子育てタクシー導入への支援〔再掲〕(3,435)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・重いものを持ってくれたり、子どもをチャイルドシートに乗せて自宅や幼稚園まで送迎してくれる「子育てタクシー」の導入に向けて支援を行います。

→子育てタクシー導入支援事業費（少子化対策課）

新規 祖父母向け「孫育て講座」の開催(12,196の内数)

- ・「孫育てガイドブック」を活用し、ぎふ子育て応援ステーション、ぎふ子育てサポートステーション等にて、祖父母を対象に孫育て講座を開催します。

→地域子育て支援推進事業費（少子化対策課）

新規 親子で気軽に楽しめるクラシックコンサートの開催

〔再掲〕(20,032)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子ども連れで安心して参加できるクラシックコンサートを開催し、会場内で子どもが泣いたり、授乳やおむつ替えのための席を離れても構わないという運営を行います。

※開催回数：1回（H22）→5回（H23）

→親子でお出かけサポート事業費（少子化対策課）

○子育て家庭応援キャンペーンの普及促進(2,686)

- ・平成18年8月からスタートした「岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業」を充実するため、商店街や郊外型大型商業施設への参加の呼びかけにより、子育てを応援するショッピングモールの創出に取り組むなど、一層の参加店舗の増加や利用促進に向けたPR等を行います。
- ・現カードの有効期限（平成24年3月31日）到来に伴い、新しいカードを作成・配布します。

参加店舗数：3,066店舗(H23.2月末現在) りんごカード発行枚数：約38万枚

→岐阜県子育て家庭応援キャンペーン事業費（少子化対策課）

○子育て家庭が安心して外出し、社会活動に参加できる環境の整備

(155,000)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子ども連れで安心して外出することができるよう、子育て家庭が利用するショッピングセンター等の民間施設に対し、授乳室、子ども用トイレ、おむつ交換台、妊婦・乳幼児連れ駐車場等の整備に要する経費を補助するとともに、県公共施設でも整備を進めます。また、子育て家庭の社会活動参加を促進するため、各種セミナー、講演会、コンサート等を開催する民間の事業者に対して、臨時の託児所の設置に要する経費を補助します。

→「親子でお出かけ大作戦」事業（少子化対策課）

○赤ちゃんステーションの整備

- ・授乳の場、オムツ替えの場、ミルクのお湯を提供する民間・公共施設を「赤ちゃんステーション」として登録し、その場所をホームページで発信していきます。

→（少子化対策課）

○県図書館利用者のための託児事業（476）

- ・乳幼児をもつ保護者が気軽に県図書館を利用できるよう18年度から開始した託児事業を引き続き実施します。

→図書館活動推進費：図書館利用者のための託児事業（社会教育文化課）

■一部新規 独身男女の出会いの支援（934）【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・出会いの場を提供する企業（協賛団体）が企画する出会いの場の情報を、従業員に参加を呼び掛ける企業（会員団体）を通じて従業員に提供する仕組みを構築します。
- ・最近の晩婚化・非婚化の傾向に対応して、異性とうまく付き合えないなど結婚に関する悩みを抱える独身男女を対象に、異性と接する際のマナーや身だしなみなどを学ぶ講座を開催し、独身男女の出会いを支援します。

→企業間お見合いサポート事業費（少子化対策課）

→結婚支援事業費（少子化対策課）

■拡充 安全なお産を支えるための「いのちの大切さ」を伝えるための学習の強化

（3,590）【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・子どもたちが健全な父性・母性を育むことで回避できる周産期の課題を減少させ、安全なお産へと導くため、保健・医療・福祉・教育機関が連携して、将来のいのちを生み育てる子どもたちが妊婦や出産経験者と交流できる場を設け、「いのちの大切さ」と自らの行動のあり方を学習する体制を作ります。

※学校の養護教諭等に対する連携強化研修会の開催

→いのちの教育対策強化事業（保健医療課）

■拡充 地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組への支援

（430,090）【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・市町村が実施する地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動（授乳室・子ども用トイレの整備、文庫設置事業、三人乗り自転車の普及啓発事業、安心、安全な出産に向けた妊婦等健康支援事業等）に対し、必要な経費を補助します。

→地域子育て創生事業費補助金（子ども家庭課）

■新規 岐阜県への移住・定住への取組を紹介

（18,800）【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・移住・定住を推進するため、「ぎふ暮らし隊」を結成し、名古屋市内等において、岐阜県への移住・定住関連の取組の紹介や相談窓口の開設、移住セミナー等への誘客を展開します。

→ぎふふるさと暮らし応援キャンペーン事業費（地域振興課）

■新規 岐阜県の暮らしやすさPRリーフレットの活用

- ・暮らしやすさという視点で岐阜県の強みについて記載したリーフレット「ぎふで暮らそう」を高校の教材や県内外で開催する就職相談会、移住・定住セミナーなどで活用します。

→（少子化対策課）

Ⅲ 地域で支える子育て

①新生児・乳幼児期（妊娠・出産から乳幼児期）

（母子保健などの充実）

新規 子宮頸がん等ワクチン接種の促進支援

（1,314,507）【子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時基金】

- ・市町村が実施する中学1年から高校1年の女子を対象とする子宮頸がん予防ワクチンや0～4歳の乳幼児を対象とするヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン等の接種事業に対して助成し、子宮頸がん等の予防を推進します。

→子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費（保健医療課）

○妊婦健康診査の拡充 （626,000）【妊婦健康診査臨時特例基金】

- ・妊婦健康診査の回数は14回が望ましいとされていますが、厳しい財政状況などにより市町村の公費負担は、地方交付税措置のある5回程度にとどまっています。しかし、出産年齢の上昇等により妊婦健康診査の必要性が高まってきており、経済的な理由で健康診査を受診しない妊婦がいることなどを考慮し、5回を超える9回分について、「妊婦健康診査臨時特例交付金」の財源を活用して、市町村に対して必要な経費を支援します。

→妊婦健康診査公費負担拡大交付金（保健医療課）

○母子保健対策の推進 （2,157）

- ・体調等が不安定な妊産婦や、未熟児、疾病等を持って生まれた子どもの保護者の不安を解消するため、保健師による家庭訪問や子どもサポート教室の開催のほか、必要に応じ、関係機関と地域における支援体制の充実のための検討を行います。

→母子行政等指導費（保健医療課）

○先天性代謝異常等の検査の実施 （36,349）

- ・放置すると子どもの発達に障がいをもたらす恐れがある先天性代謝異常等の検査事業を実施し、早期発見・早期療養に向けた取り組みを進めます。

→先天性代謝異常等検査費（保健医療課）

○不妊治療相談の実施 （2,798）

- ・岐阜県不妊相談センターや各保健所の相談窓口において、不妊治療に関する様々な悩みや相談に適切に対応していくとともに、出張相談会や週末相談会を開催します。

→不妊治療相談事業費（保健医療課）

拡充 不妊治療への助成 [再掲]（289,000）

- ・不妊に悩む人たちを支援するため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

※15万円を限度に年間2回（1年目は年間3回）まで、通算10回、1組につき5年まで（夫婦の所得が730万円未満の方を対象）

→不妊治療助成事業費（保健医療課）

（経済的負担の軽減）

○乳幼児の医療費の自己負担分を助成（1,710,083）

- ・小学校入学前までの乳幼児の通院・入院に係る医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→乳幼児医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

○父母子家庭の医療費の自己負担分を助成（595,344）

- ・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその子ども及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童の医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→父母子家庭等医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

（出産・小児医療体制の強化）

○産科医療機関の確保（21,332）

- ・分娩取扱いを取り止める医療機関が増える中、地域で唯一の分娩機関に対して、必要な産科医師を確保し、妊婦が安心して出産できる環境の整備を進めます。

→産科医療機関確保事業費補助金（保健医療課）

○妊婦、新生児の搬送依頼に24時間体制で対応する受け入れ体制の強化（35,500）

- ・妊婦、新生児の搬送依頼に24時間体制で対応するため、平成20年2月に整備した地域の拠点となる7病院の受け入れ体制について、引き続きその充実、強化を進めます。

→周産期母子医療センター等推進事業費（保健医療課）

○安心して出産ができる周産期医療体制の充実

（85,979）【地域医療再生臨時特例基金】

- ・安心して妊娠、出産できるよう、リスクの高い妊婦や新生児を受け入れ、適切な治療を行う体制を県全体及び各圏域で維持するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターに対して必要な財政支援を行います。

→総合周産期母子医療センター運営事業費補助金（保健医療課）

→地域周産期母子医療センター運営事業費補助金（保健医療課）

新規 在宅療養等への支援〔再掲〕（16,788）

- ・NICU（新生児特定集中治療室）やGCU（NICUの後方病床）に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開異常の呼吸管理を必要とする小児について、在宅療養等との間に中間施設を設置することで、NICU等の満床の解消を図るとともに在宅療養等の円滑な移行促進を図ります。

→地域療育支援施設運営事業補助金（保健医療課）

→日中一時支援事業補助金（保健医療課）

○助産師の職能を活かした地域周産期医療体制の確保

（8,672）【地域医療再生臨時特例基金】

- ・県内各地域で安心して妊娠、出産できるよう、助産師の職能を活かした産科医療・助産体制を整備するため、既存の助産師外来設置医療機関の必要な設備整備を補助します。

→院内助産所・助産師外来設備整備事業費補助金（医療整備課）

一部新規 小児救急医療の体制づくり (128,430)【一部は地域医療再生臨時特例基金】

- ・県及び地域別協議会において小児救急医療体制の確保・調整を行うほか、小児の重症救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救急医療拠点病院の運営費に対して補助します。大垣市民病院に対しては、医療設備整備費に対して補助します。

→小児救急医師確保調整事業費 (医療整備課)

→小児救急医療拠点病院運営費補助金 (医療整備課)

→小児救急医療拠点病院設備整備補助金 (医療整備課)

○小児救急電話相談の実施 (16,000)【地域医療再生臨時特例基金】

- ・休日や夜間における保護者からの相談に対応する小児救急電話相談を行います。

→小児救急医療電話相談事業 (医療整備課)

(医療人材の確保)

○地域医療を担う医師を養成する県の寄附講座を岐阜大学医学部内に設置 (20,000)

- ・岐阜大学医学部内に開設した県の寄附講座において、地域医療提供体制の構築に関する調査研究と地域医療を担う医師の養成を行います。

→地域・大学連携地域医療推進事業費 (医療整備課)

拡充 地域医療を担う医師の養成を図る医学生修学資金貸付金制度の運営 (216,435)

- ・岐阜大学の医学部生や他大学の県内出身の医学部生を対象に、大学卒業後の一定期間を県内の医療機関に勤務することを条件とした奨学金制度の運営により、地域医療を担う医師の養成に努めます。

※貸付対象者(継続)の増 第1種:25名→50名 第2種:55名→56名

→岐阜県医学生修学資金貸付金 (医療整備課)

○医師確保が困難な医療機関への医師派遣の実施 (18,750)

- ・医師の絶対数の不足や地域偏在の是正を目的として、都市部の比較的医師を多く抱える病院から、医師不足が深刻な病院へ医師(後期研修医等)を派遣します。

→医師派遣支援事業費 (医療整備課)

○医師育成・確保コンソーシアムの運営支援 (60,590)【地域医療再生臨時特例基金】

- ・県内医師の育成と地域医療の確保を図るため、岐阜大学医学部・同附属病院と研修医が多く集まる病院が中心となって組織する「医師育成・確保コンソーシアム」の運営を支援し、コンソーシアムが行う研修医の教育研修や、キャリアアップ支援、医師派遣等に対して補助します。

→医師育成・確保コンソーシアム事業費 (医療整備課)

○医学生の県内定着に向けた臨床研修プログラムの提供やセミナーの開催 (2,350)

- ・臨床研修病院の協力・連携による魅力ある臨床研修プログラムの提供や合同説明会の開催、県内外の医学生を対象とした地域医療体験セミナーの開催により、医学生の卒業後の県内定着を図ります。

→臨床研修医確保対策費 (医療整備課)

→医学生セミナー開催事業費 (医療整備課)

拡充 病院内保育所の運営、整備の支援

(103,713)【一部は地域医療再生臨時特例基金】

- ・医療従事者の離職を防ぐとともに、再就業を促進するため、院内保育所を設置・運営する医療施設

に対して必要な経費を補助します。

- ・新たな院内保育所の設置や、既設保育所の改修、設備整備等に対して必要な経費を補助します。

※補助対象施設数の増

→病院内保育所運営費補助金（医療整備課）

→病院内保育所夜間運営費補助金（医療整備課）

→院内保育所施設整備支援事業費補助金（医療整備課）

○ドクターバンクの運営（2,500）【ふるさと再生基金】

- ・医療資源の有効活用と医師確保のための環境を整備するため、身近な地域で安心して医師の紹介確保が出来るドクターバンクの運営を行います。

→地域医療確保事業費（医療整備課）

○産科医等の処遇の改善（40,000）

- ・産科医等の処遇を改善し、産科医療機関及び産科医等の確保を図るため、産科医等に分娩手当を支給する分娩取扱機関に対して補助します。

→産科医等確保支援事業費補助金（医療整備課）

新規 新生児医療担当医の処遇の改善（1,600）

- ・NICU（新生児特定集中治療室）において、新生児を担当する医師の処遇を改善するため、新生児手当等を支給する医療機関に対して補助します。

→新生児医療担当医確保支援事業費補助金（医療整備課）

○結婚・出産・子育てを機に離職した女性医師の再就業支援

（4,149）【一部は地域医療再生臨時特例基金】

- ・結婚、出産、子育て等を機に離職した県内の女性医師の復職を支援するため、再就業に不安を抱える女性医師に対する相談窓口の設置や就労環境改善の講習会の開催、県立3病院における臨床を中心とした研修を実施します。また、仕事と家庭の両立が出来る働きやすい職場環境の整備を行う病院に対して補助します。

→女性医師就労支援事業費（医療整備課）

→女性医師再就業支援研修事業費（医療整備課）

→女性医師等就労環境改善事業費（医療整備課）

○結婚・出産・子育てを機に離職した看護職員の再就業支援（6,799）

- ・結婚、出産、子育てを機に一旦離職した看護職員に対して、ナースバンクによる就業相談、職業紹介、短時間勤務や院内保育所を設置するなどの就労改善を行っている医療機関に関する情報提供等を行います。

→看護職員再就業支援事業費（医療整備課）

○看護職員の離職防止に向けた就労環境の改善の推進

（709）【地域医療再生臨時特例基金】

- ・看護職員の離職防止に向けた就労環境の改善のため、就労環境評価マニュアル研修会や、就労環境改善先進事例による講演会等を開催します。

→看護職員就労環境改善事業費（医療整備課）

②未就学期（小学校入学前まで）

（働く女性等に対応した多様な子育て支援の充実）

○待機児童を有する市町村等の保育環境整備の推進

（228,612）【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・「子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）」を活用して、待機児童解消のための保育所の創設及び老朽化施設の大規模改修等の保育環境整備を行う民間保育所に対して、市町村を通じて必要な経費を補助します。

→保育所等緊急整備事業費（子ども家庭課）

○低年齢児が年度途中に入所できる利用しやすい保育環境の整備（67,413）

- ・年度途中に低年齢児（3歳未満児）を受け入れることができるよう、低年齢児担当保育士を年度当初から加配する保育所に対し、市町村を通じ必要な経費を補助します。

→低年齢児保育促進事業費補助金（子ども家庭課）

○延長保育事業の推進（406,400）

- ・多様な就労形態等を背景とした保護者の保育需要に弾力的に対応するため、保育時間11時間を超えて保育を実施する民間保育所に対して、市町村を通じて必要な経費を補助します。

→延長保育促進事業費補助金（子ども家庭課）

○休日保育の充実（4,299）

- ・日曜・国民の祝日等に児童を保育する保育所に対し、市町村を通じて必要な経費を補助します。

→休日保育事業費（保育対策等促進事業費の内数）（子ども家庭課）

○プレママ保育園の取組や幼児教育・保育の普及・充実（3,550の一部）

- ・身近な保育所を登録し、妊娠中の育児体験や出産後の一時保育等ができる「プレママ保育園」やパソコンを活用した幼児教育、保育などに取組む民間保育所に対し、必要な経費を補助します。

→保育所ふれあい活動事業推進費（子ども家庭課）

○ぎふ子育てサポートステーションの運営（114,254）【ふるさと雇用再生特別基金】

- ・「ふるさと雇用再生特別基金」を活用して、子育て家庭の持つ育児への不安や負担感の軽減を目的として、産前産後期の家事・育児に対する支援や大型商業施設での一時預かりなどの子育てサービスを実施します。

→ぎふ子育てサポート事業費（少子化対策課）

○地域のNPOや子育てサークルなどが実施する子育て支援活動への支援

- ・地域における子育て相談や情報提供、多様な子育て支援サービスの提供など、地域で支える子育て支援の担い手となっているNPOや子育て支援サークルといった非営利団体が行う子育て支援活動に対して、岐阜県社会福祉協議会を通じて必要な経費を補助します。

→（少子化対策課）

○子育てマイスターなど地域や企業内の子育て支援者の育成と活用（12,196の内数）

- ・子育て中の親子のたまり場づくりなどで活躍する子育てマイスターの認定登録と紹介、市町村事業へのマッチングなどを行います。また併せて、企業において従業員向けの出産・子育て相談を行う企業内子育てマイスターの育成などにも取り組みます。

子育てマイスター認定者数：1,009人(H23.2月末)

→地域子育て支援推進事業費（少子化対策課）

（身近な場所での子どもの居場所づくりの充実）

○ファミリー・サポート・センターの設置への支援（750）

- ・育児の援助を受けたい人と育児を援助したい人が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置、運営を行う市町村に対して、設置初年度の事業費、広域実施初年度、病児・緊急預かり初年度に必要な経費を補助します。

→ファミリー・サポート・センター事業費補助金（少子化対策課）

○児童館の設置と活動への支援（51,073）

- ・子どもたちに健全で楽しい遊びの場を提供し、地域における安全な児童健全育成の場を確保するため、児童館・児童センターの設置や活動経費を補助します。

→民間児童館活動事業費等補助金（子ども家庭課）

○子育ての場としての都市公園の活用

- ・河川環境楽園、平成記念公園などの県営都市公園においては、子どもたちが自然にふれあい、安全で楽しく遊べるよう、子育ての場を提供します。

→（街路公園課）

（相談・情報提供機能の充実）

○ぎふ子育て応援ステーションの運営（12,196の内数）

- ・地域の子育て支援拠点のモデルとして平成18年度に開設した「ぎふ子育て応援ステーション」に、引き続き相談員を配置し、子育て相談や子育て支援情報等の収集・発信を行うとともに、相談員を対象にした研修会の充実や市町村相談員への開放など、相談機能等の充実を図ります。

→地域子育て支援推進事業費（少子化対策課）

（子どもの健やかな成長支援）

○幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けた体制等の整備・充実

（3,500）【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・全ての子どもが充実した幼児教育を受け、小学校教育へ円滑な接続を図るため、市町村や保育所・幼稚園等へ訪問指導を行うなど、幼児教育の総合的支援体制を整備するとともに、平成21年度に策定した「幼児教育アクションプラン」の実践、普及に向けて幼児教育の今日的な課題について実践研究を行います。

→幼児教育推進事業費（学校支援課）

○子どもの朝食欠食率0%の目標達成に向けた食育の推進 (13, 064)

- ・保育士・幼稚園教諭を対象とした食育指導者研修会や幼児とその保護者を対象とした体験型食育学習会の開催を通し、自分で料理ができ、自立した食を営める子どもを育成します。
- ・幼児に食とそれを支える農の重要性を理解させるために、県が作成した幼児食農教育プログラムを活用して食農教育に取り組む幼稚園及び保育施設をモデル園に指定し、活動に必要な資材を供与するほか、食農教育の実践に関して保育士・幼稚園教諭等を対象とする研修会を開催します。また、食への関心を高めるために、子ども達が自らの力で調理をするキッズキッチンを実施します。

→食育推進連携事業費（保健医療課）

→幼児食農教育実践事業費（農産物流通課）

→旬の野菜と学ぶキッズキッチン事業委託費（農産物流通課）

○木育教室開催や木のおもちゃ貸出など木育を推進するための取組の実施

(12, 788の内数)

- ・木育に関する専門的な知識と技術を持った木育推進員を県内の保育園や幼稚園などへ派遣し、木育のPRや木育教室の開催支援等を行います。また、県産材で作った木のおもちゃを保育園・幼稚園等に貸し出し、木育の普及・啓発を推進します。
- ・家庭における木育を推進するため、出産前の夫婦などの保護者に対する木育教室を実施し、木育の普及を推進します。

→木と緑の学習推進事業費（林政課）

（経済的負担の軽減）

○第3子以降の保育料の軽減 (1, 478, 737)

- ・多子世帯のさらなる保育料の軽減措置として、同一世帯から3人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部等を利用している場合において、3人目以降で、民間保育所を利用している児童の保育料無料化に対して、必要な経費を一部負担します。

→保育所運営費県費負担金（子ども家庭課）

○「子ども手当」支給に係る児童手当相当分の県負担金 (4, 960, 000)

- ・次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、子どもを養育する父母等に支給する子ども手当について、県負担分を負担します。

→児童手当県負担金（子ども家庭課）

○児童扶養手当を支給 (1, 030, 174)

- ・ひとり親家庭等で18歳到達後の年度末までの児童を監護する母、又は監護し、かつ生計を同じくする父等に対し、児童扶養手当を支給します。

→児童扶養手当給付費（子ども家庭課）

○乳幼児の医療費の自己負担分を助成 (1, 710, 083)

- ・小学校入学前までの乳幼児の通院・入院に係る医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→乳幼児医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

○父母子家庭の医療費の自己負担分を助成 (595,344)

- ・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその子ども及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童の医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→父母子家庭等医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

○県営住宅への子育て世帯の優先入居

- ・県営住宅における子育て世帯をはじめとする優先入居枠（募集の5割）により、子育て家庭の住まいの確保を支援します。

→（公共建築住宅課）

○子育て世帯の住宅建設への支援 (1,848)

- ・2人以上子どもがいる子育て世帯を対象に、住宅建設にかかる民間住宅ローンに対する利子補給を行います。

→個人住宅建設資金助成費：こそだてゆうゆう住宅（公共建築住宅課）

③小学生・中学生期

（身近な場所での子どもの居場所づくりの充実）

一部新規「放課後子ども教室」や「放課後児童クラブ」による放課後などの子どもの居場所づくりの充実 (513,855)【一部は子育て支援対策臨時特例基金】

- ・放課後や休日の子どもの安全・安心な居場所の充実に向けて、全児童を対象とした「放課後子ども教室」や、就労等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象とした「放課後児童クラブ」を充実するため、箇所数、対象児童数の小学校高学年への拡大、開設時間の延長など、市町村の取組を支援します。
- ・「子育て支援対策臨時特例基金（安心こども基金）」を活用して、小学校内において教材の保管場所等となっている空き教室等を放課後児童クラブとして使用するために必要な建物改修や倉庫設備の設置等を行う市町村に対して、必要な経費を補助します。
- ・子ども・子育て新システムの導入が進められている中で、現行の「岐阜県放課後児童クラブ運営基準」の内容を見直し、新基準を新たに作成します。
- ・国の補助基準に満たない小規模児童クラブ（年間250日以上開設、5人以上10人未満）に対して、必要な経費を補助します。
- ・放課後児童クラブと放課後子ども教室の合同スタッフ研修会の開催や、放課後対策における課題となっている放課後児童クラブと放課後子ども教室連携体制等の総合的な放課後対策のあり方について検討します。

→放課後子ども教室推進事業費補助金（社会教育文化課）

→放課後児童クラブ事業費補助金（子ども家庭課）

→小規模児童クラブ事業費等補助金（子ども家庭課）

→放課後児童クラブ施設整備費補助金（子ども家庭課）

→放課後児童クラブ設置促進事業費補助金（子ども家庭課）

→放課後子どもプラン推進事業費（社会教育文化課）

→「岐阜県放課後児童クラブ運営基準」作成事業費（子ども家庭課）

→放課後子どもプラン指導員等研修費（子ども家庭課）

（子どもの健やかな成長支援）

新規 少人数学級の中学校1年生への拡大（教員99人増）

- ・中学校へ進学後、生活や学習環境の変化等に起因して不登校となるなどの「中1ギャップ」に対応するため、小学校1、2年生へ導入済みの35人学級を中学校1年生へ拡大し、教師が生徒一人一人に向き合う時間を確保します。
→教職員定数（教職員課）

○スクールカウンセラーを小・中学校に配置（210,896）

- ・低年齢化するいじめや不登校などに早期に対応・支援するため、臨床心理士資格を持つスクールカウンセラー等を小・中学校（中学校は全校）へ配置します。

→スクールカウンセラー設置費・事業推進費（学校支援課）

○24時間対応のいじめ電話相談の実施（5,474）

- ・いじめによる自殺の未然防止等のため、児童生徒や保護者からの相談に24時間体制で対応する電話相談を実施します。

→いじめ相談24時間電話相談事業費（学校支援課）

（経済的負担の軽減）

○父母子家庭の医療費の自己負担分を助成（595,344）

- ・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその子ども及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童の医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→父母子家庭等医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

○父母子家庭の医療費の自己負担分を助成（595,344）

- ・18歳到達後の年度末までの児童を現に扶養している配偶者のない父母とその子ども及び父母のない18歳到達後の年度末までの児童の医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→父母子家庭等医療費負担金助成費（地域福祉国保課）

④高校生・大学生期

（経済的負担の軽減）

○県立高等学校の授業料無償化

- ・家庭の教育費負担を軽減するため、県立高等学校の授業料（専攻科を除く）を無償化します。

→（教育財務課）

○私立高校生等に対する授業料負担の軽減（1,831,247）

【岐阜県高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金】

- ・私立高等学校等に通う生徒の家庭における教育費負担を軽減するため、所得に応じて一定額を助成します。
- ・世帯収入250万円未満程度の生徒については、国の就学支援金と県の授業料軽減補助金によって授業料（県内平均額を上限）の実質無償化を図ります。

→私立高等学校等就学支援補助金（人づくり文化課）

→私立高等学校等授業料軽減補助金（人づくり文化課）

○子育て支援奨学金の貸与 (96,000)

- ・子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の高校生等を対象に、無条件で奨学金を貸与する子育て支援奨学金を実施します。

→子育て支援奨学金（教育財務課、人づくり文化課）

⑤特に支援を必要とする家庭の子育て支援

（障がいのある子どもの保育・教育などの充実）

○5圏域の拠点施設で発達障がいの療育指導などを受けられる体制を確立 (20,160)

- ・5圏域の拠点施設において発達障がいに関する専門的な相談・療育支援ができる人材を配置し、療育指導や生活指導等を受けられる体制を整備します。

→地域療育・生活総合支援事業費（障害福祉課）

○各圏域において発達障がいの早期診断の実施体制を強化

(6,360)【ふるさとぎふ再生基金】

- ・各圏域において発達障がいの専門外来を開設する医療機関に支援を行い、発達障がい児の早期診断の実施体制を強化します。

→発達障がい専門外来診療促進事業費（障害福祉課）

○発達障がい者等の総合支援機関（発達支援センター「のぞみ」）の運営 (2,519)

- ・発達支援センター「のぞみ」において、発達障がいに関する各種相談支援、発達（療育）支援、就労支援など総合的な支援を行います。

→発達障害者支援センター運営費（障害福祉課）

○障がい児保育に対応した人材育成のための研修会の実施 (6,100の内数)

【子育て支援対策臨時特例基金、地域活性化・生活対策臨時交付金】

- ・保育所等に勤務する職員（保育士等）に対して、近年の発達障がいのある児童の増加などに対応し、専門的な指導に必要な知識及び技術の向上することを目的とした研修会を開催します。

→保育士研修費（子ども家庭課）

拡充 就学前から高等学校卒業時までライフステージごとの一貫した障がい特性に応じた適切な支援の実施 (22,210)

- ・幼稚園等への巡回観察による発達障がいの早期発見システムの構築などの就学前の支援から、小中学校の児童生徒の障がい特性に応じたサポート体制の整備、就労への移行支援などの高等学校や特別支援学校卒業までの一貫した特別支援教育の総合的な推進体制を整備し、障がいを持つ子ども社会的自立を進めます。

※「働きたい！応援団 ぎふ」登録制度の協力企業の拡大

→子ども自立支援トータルサポート事業費（特別支援教育課）

一部新規 特別支援学校の整備の推進 (75,071)

- ・飛騨北部特別支援学校（仮称）の実施設計（H25.4 開校予定）
- ・飛騨南部特別支援学校（仮称）の実施設計（H25.4 開校予定）

- ・飛騨南部特別支援学校（仮称）の整備完了までの間の分校（高等部）の整備
 - 飛騨北部特別支援学校（仮称）施設整備事業費（特別支援教育課）
 - 飛騨南部特別支援学校（仮称）施設整備事業費（特別支援教育課）
 - 飛騨特別支援学校下呂分校施設整備費（特別支援教育課）

○小中学校に通う発達障がいのある児童生徒に対する支援の充実

- ・小中学校の通常学級に在籍するLD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥・多動性障がい）などの発達障がいのある児童生徒に対し、個々の障がいの程度に応じた教育課程による指導を行う「通級指導教室」の設置を進めます。
 - 教職員定数（教職員課）

○高等学校に通う発達障がいのある生徒の支援のための専門家派遣（996）

- ・高等学校に在籍する発達障がいの疑い等のある生徒に対し、不登校やひきこもり、途中退学など深刻な問題の発生が予測される場合や発生の初期段階で、個々の事例に応じて専門家を派遣し、指導体制を確立します。
 - 高等学校発達障がい専門家緊急派遣事業費（特別支援教育課）

（子どもの健やかな成長支援）

新規 児童虐待の防止体制の強化〔再掲〕【子育て支援対策臨時特例基金】(277, 549)

- ・子ども相談センターに夜間休日等24時間虐待通報を受け付けるための体制を強化し、子どもを虐待から守る体制を整備します。
- ・子ども相談センターに児童虐待に対する対応力の向上と迅速な対応のため、児童虐待対応強化専門職を配置します。
- ・映画館やパチンコ店で、児童虐待防止に関するCMを上映する等、広報啓発を強化します。
- ・医療機関や弁護士など関係機関の連携強化、専門家によるサポート体制整備を図ります。
- ・各市町村による、児童の安全確認等のための体制強化や、広報啓発、創意工夫による児童虐待防止に関する事業等に対し、支援します。

→児童虐待防止特別対策事業費（子ども家庭課）

→児童虐待対応専門職等設置費（子ども家庭課）

→児童虐待防止特別対策等事業補助費（子ども家庭課）

新規 親教育ファシリテーターの養成〔再掲〕(948)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・育児不安を抱えた母親等を対象とする親教育プログラム（Nobody's Perfect）を普及するファシリテーター（進行役）を養成し、支援を必要とする母親等に派遣します。
 - ※Nobody's Perfect：1980年はじめにカナダ政府保健省が中心となって開発した親支援プログラム。親が10人前後のグループとなり、ファシリテーター（進行役）の側面支援のもと、相互に知恵と体験を出し合い自らの力で、課題を解決する。

→親教育ファシリテーター養成事業（少子化対策課）

○児童養護施設退所者の就業等の支援や自立援助ホーム等の整備の支援

(28, 401)【子育て支援対策臨時特例基金】

- ・施設退所者の就業や自立生活を支援するため、相談や就職活動支援、職場訪問等を行います。
- ・児童養護施設等を退所した義務教育終了後から20歳未満の自立をめざす子どもたちが、共同生活

を営みながら社会的自立を図っていく自立援助ホームなどの施設改修を行います。

→社会的養護支援事業費補助金（子ども家庭課）

社会的養護支援事業費（子ども家庭課）

○児童養護施設の入所児童に対する基礎学力向上の推進

(33, 234) 【緊急雇用創出事業臨時特例基金】

- ・「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用し、親の虐待や養育放棄等の様々な事情で入所している児童福祉施設の入所児童のうち、国庫補助の対象とならない小学生を対象とした学習指導員を配置し、入所児童の基礎学力の向上 ・充実を図ります。

→児童福祉施設学習指導事業費（子ども家庭課）

○児童家庭支援センターの運営支援 (27, 843)

- ・複雑化、多様化する児童問題、児童虐待等に対応するため、地域の児童福祉に関する諸問題について、市町村からの求めに応じて技術的助言等を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導など子ども相談センターと同様の専門的知識や技術を有した対応を行う児童家庭支援センターの運営を支援します。

→児童家庭支援センター運営費補助金（子ども家庭課）

○母子家庭等の自立支援の推進 (16, 901)

- ・母子家庭等の自立を支援するため、県の各振興局・事務所に設置した「ひとり親自立支援員」により、母子家庭の父子家庭等の各種相談に応じ、自立に必要な情報の提供、指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。

→母子自立支援員設置費（子ども家庭課）

→母子自立支援員活動費（子ども家庭課）

(経済的負担の軽減)

○障害のある子どもの医療費の自己負担分を助成 (3, 986, 966の内数)

- ・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、精神障害者保健福祉手帳1，2級を所持する児童、生徒の医療費の自己負担分について、市町村を通じて助成します。

→重度心身障害者医療費負担金助成費（地域福祉国保課）